

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 滋賀県栗東市十里244番地

氏 名 栗東総合産業株式会社
代表取締役 井之口 二三雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和 5年 6月 4日

許可の有効年月日 令和10年 6月 3日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成25年 6月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成30年 6月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

令和 5年 6月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ ☐ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無

複写禁止